

# 仕 様 書

## 1 事業名

林木育種センター内伐倒・枝落とし作業

## 2 事業場所

茨城県日立市十王町伊師3809-1

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所林木育種センター内

## 3 履行期限

令和3年3月26日

## 4 事業理由

県道高萩・友部線沿いに生立する腐朽が見られる立木が転倒、又はその立木から枝が落ちた場合、通行する車両が毀損、又は歩行者が負傷する恐れがあるほか、立木の枝条が県道に垂れ下がり通行の支障となっていることから、通行する車両と歩行者の安全性を確保するため、腐朽が見られる立木等の伐倒及び通行の支障となっている立木の枝条の枝落としを行う。

## 5 事業内容

### (1) 一般的事項

- ①受注者は、本作業の実施に当たっては、監督員からの指示があった場合を除き、対象立木以外の生立木を伐倒することがないように留意すること。
- ②受注者は、従事者同士の連携を密にし、天候、地形、他の機械との距離などに細心の注意を払いながら作業すること。
- ③著しい降雨、積雪などで作業に支障を来すことが予想される場合は、監督員に連絡をして、その指示に従うこと。
- ④周辺の車両通行、歩行などに支障を来さないよう安全作業に努めること。
- ⑤隣接道路の通行及び安全の確保のために適切な措置を講ずること。
- ⑥作業時の安全確保について、作業器具の安全点検・整備を行い、作業帽等保護具を必ず着用すること。
- ⑦チェーンソーによる振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー取扱い作業指針について」（平成21年7月10日付け基発0710第1号）を確実に守ること。
- ⑧伐採した立木及び枝条を一時的に集積するため、仮置き場敷を利用した場合は、搬出後に枝条等を存置することなく整理すること。
- ⑨作業終了後は、隣接道路等に散乱した枝条・伐倒木等を回収し、適切に処分すること。

## (2) 伐倒作業

- ①別紙位置図に示した作業箇所の対象立木及び931伐区内に生立する竹(約10本)、柿の木(1本)を伐倒すること。(対象立木：ピンクテープ標示)
- ②伐倒方向は立木の成立状態、隣接木の状況、かかり木、周囲の地形、地物の状況、工作物の保護等を勘案し、最も安全な方向を選定すること。
- ③立木の伐倒に際しては、待避する場所をあらかじめ選定すること。また、受口を十分に作ること。

## (3) 枝落とし作業

### ①センター正面側

- ア 別紙位置図に示した箇所から、県道敷上方に張り出している枝条の枝落としをすること。
- イ 枝落としをする枝条は、地上部からおおむね15mまでのものとし、可能な限り枝の根元から切り落とすこと。
- ウ はしご等を利用する高所作業では安全带又はロープ等を利用して危険を防止するなど、安全対策を講ずること。
- エ 高所作業車等は、各作業に適するものを使用すること。

### ②旧樹木園側

- ア 別紙位置図に示した箇所から、県道敷上方に張り出している枝条の枝落としをすること。また、イチョウ2本及びホオノキ1本については、県道敷側と側面の3面の枝落としをすること。
- イ 枝落としをする枝条は、地上部からおおむね20mまでのものとし、可能な限り枝の根元から切り落とすこと。
- ウ はしご等を利用する高所作業では安全带又はロープ等を利用して危険を防止するなど、安全対策を講ずること。
- エ 高所作業車等は、各作業に適するものを使用すること。

## 6 その他

- (1) 受注者は、契約締結後に作業工程表を監督員に提出すること。
- (2) 受注者は、事業完了後に完了報告書を監督員に提出するとともに、作業箇所ごとに撮影した施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。
- (3) 本事業完了後、監督員の検査を受けること。
- (4) 受注者は、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、監督員と協議の上決定すること。

# 林木育種センター内伐倒、枝落とし作業

## 位置図

